自立支援医療制度

問い合わせ先　福祉課
TEL (232) 4913　FAX (232) 4923

「自立支援医療」とは、障がい者等につきその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療です。

自己負担は原則1割ですが、一定所得以下の世帯の方には、月額の自己負担額に上限が設けられます。また、それ以外の方についても、継続的に相当額の医療費が発生する方については、月額の自己負担額に上限が設けられます。

一定所得以上の世帯に属する方で病状が「重度かつ継続」に該当しない場合には、公費負担の対象外となります。

自立支援医療（精神通院医療）の給付

指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院による医療が必要な方に対し、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

申請に必要なもの

- 申請書　●指定医師の意見書　●対象者の健康保険証情報（※）
- 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）

＊他県・熊本市からの転入の場合のみ印鑑が必要です

自立支援医療（更生医療）の給付

指定医療機関において、18歳以上の身体障害者手帳を持っている方が、障がいを軽くしたり回復させるために必要な医療（角膜手術・関節形成手術・人工内耳手術・心臓手術・人工腎臓透析・抗HIV療法など）を受ける場合に、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

申請に必要なもの

- 申請書　●指定医師の意見書　●身体障害者手帳　●対象者の健康保険証情報（※）
- 特定疾病療養受領証　●個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- 障害年金等の受給額が分かるもの（年金振込通知書の写し又は通帳の写し）

自立支援医療（育成医療）の給付

指定医療機関において、18歳未満の身体に障がいのある方が、障がいを軽くしたり回復させる治療（手術）を受ける場合に、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

申請に必要なもの

- 申請書　●印鑑　●指定医師の意見書　●対象児と保護者の健康保険証情報（※）　●個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードなど）

※「健康保険証情報」の例：マイナポータルから健康保険証情報の画面を印刷したもの、医療保険者から交付された資格確認書の写しや資格情報のお知らせの写し　等

自立支援医療制度

負担軽減 1 所得による上限

世帯の所得に応じた区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区　分	対象となる世帯	負担上限月額
生活保護	●生活保護世帯	0円・自己負担なし
低所得1	●市町村民税非課税世帯で障がい者の年収が80万9千円以下	2,500円
低所得2	●市町村民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間的な所得	●市町村民税課税世帯で市町村民税額（所得割）が23万5千円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
一定所得以上	●市町村民税課税世帯で市町村民税額（所得割）が23万5千円以上	自立支援医療費支給の対象外

※「世帯」とは、自立支援医療を受給される方が加入している医療保険が社会保険の場合には、被保険者と受給者、国民健康保険や後期高齢者医療の場合には、同じ保険に加入している方全員をいいます。

負担軽減 2 高額治療継続者の上限

所得の低い方以外でも、高額治療継続者（重度かつ継続：継続的に相当額の医療費負担が発生する方）の場合には、「所得による上限」とは別に上限額が決められています。

対象となる世帯	負担上限月額
●市町村民税課税世帯で市町村民税額（所得割）が3万3千円未満	5,000円
●市町村民税課税世帯で市町村民税額（所得割）が3万3千円以上23万5千円未満	10,000円
●市町村民税課税世帯で市町村民税額（所得割）が23万5千円以上	20,000円

「高額治療継続者（重度かつ継続）」とは

●疾病等から対象となる方

- 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障がい、薬物関連障がい（依存症等）、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
- 腎臓機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）

●疾病等にかかわらず高額な費用負担が継続することから対象となる方

- 医療保険の多数回該当の方